

改正後

改正前

表紙

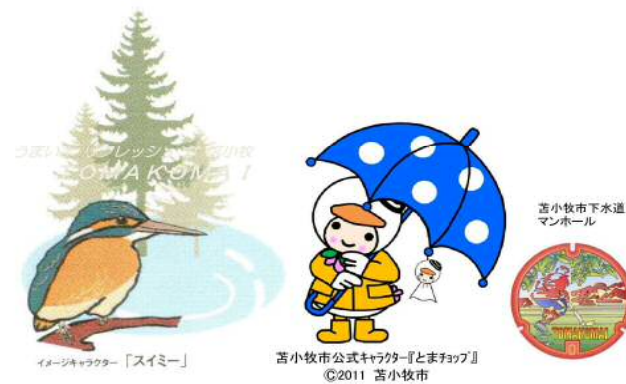
表紙

開発行為指導要綱

開発行為指導要綱

令和8年 4月 1日施行

令和5年 4月 1日施行



苦小牧市上下水道部

苦小牧市上下水道部

改正後

P3-10

(2) 管渠基礎工の選定 B

- 管渠基礎の選定-A で選定された基礎において、掘削底が泥炭層の場合、泥炭層を排除せずに、残置してもよい。ただし、はしご胴木基礎(舟基礎)を選定したことにより、泥炭層が完全に排除されかつ、下層支持地盤が良好である場合は、切込砂利による置換え基礎とする。
- 泥炭層は液状化する恐れのない地盤(下水道施設の耐震対策指針と解説 2025 年版 P.141、228)である。
- 1 スパン中で、掘削底の一部が泥炭となる場合は、泥炭を考慮して基礎選定する。
- 泥炭等粘性土以外の土質については液状化検討の対象となるため、置換え基礎となり得る。その際の置き換え材は、砂利を用いる(良質発生土は用いない)。

(3) 土工シート

- 土工シートは、ポリプロピレン製とし、引張強度は 1470N/5cm 以上のものとする。
- 掘削底が泥炭層等軟弱地盤の際に使用し、詳細は次図の通りとする。ただし、中大口径施工の際は、十分に熟慮すること。

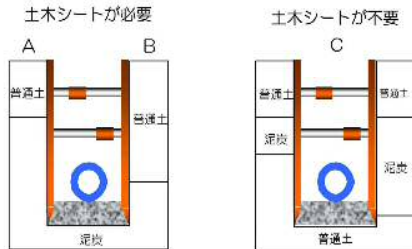


図 3-3-2-3

- A (泥炭層天端が管天端より上にある時) 及び B (泥炭層天端が管天端より下にある時) の場合
→ 土工シート天端は管天端と同じとする。
 - C (掘削底が泥炭層とならない時) の場合
→ 土工シートは設置しない。
- ③ 土工シートは所定床面掘削後、底・壁を平坦に仕上げた後土工シートを設置する。この時 10cm 以上重ね合わせて使用しなければならない。また土工シート上端は、たるまないように矢板、支保工に締結しなければならない。なお、シートのくり抜き等については、市の承諾を得なければならない。

3-3-3 水替工

水替えを行う場合は、ノッチタンク・サニーホースの設置・排水する場所等、道路管理者や排水する所の管理者と事前に十分に協議して施工すること。
なお、公共下水道の汚水管や雨水管に排出する場合は、「工事排水等(臨時排水)に伴う下水道使用料に係る減免に関する取扱要綱」に基づき、申請手続きを行なうこと。(排出量に応じて下水道使用料の支払いが生じます。)

改正前

P3-11

(2) 管渠基礎工の選定 B

- 管渠基礎の選定-A で選定された基礎において、掘削底が泥炭層の場合、泥炭層を排除せずに、残置してもよい。ただし、はしご胴木基礎(舟基礎)を選定したことにより、泥炭層が完全に排除されかつ、下層支持地盤が良好である場合は、切込砂利による置換え基礎とする。
- 泥炭層は液状化する恐れのない地盤(下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版 P.205)である。
- 1 スパン中で、掘削底の一部が泥炭となる場合は、泥炭を考慮して基礎選定する。
- 泥炭等粘性土以外の土質については液状化検討の対象となるため、置換え基礎となり得る。その際の置き換え材は、砂利を用いる(良質発生土は用いない)。

(3) 土工シート

- 土工シートは、ポリプロピレン製とし、引張強度は 1470N/5cm 以上のものとする。
- 掘削底が泥炭層等軟弱地盤の際に使用し、詳細は次図の通りとする。ただし、中大口径施工の際は、十分に熟慮すること。

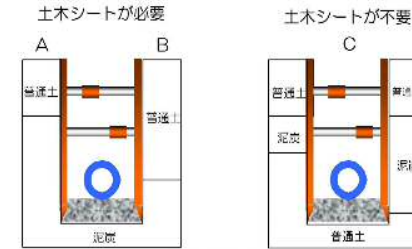


図 3-3-2-3

- A (泥炭層天端が管天端より上にある時) 及び B (泥炭層天端が管天端より下にある時) の場合
→ 土工シート天端は管天端と同じとする。
 - C (掘削底が泥炭層とならない時) の場合
→ 土工シートは設置しない。
- ③ 土工シートは所定床面掘削後、底・壁を平坦に仕上げた後土工シートを設置する。この時 10cm 以上重ね合わせて使用しなければならない。また土工シート上端は、たるまないように矢板、支保工に締結しなければならない。なお、シートのくり抜き等については、市の承諾を得なければならない。

3-3-3 水替工

水替えを行う場合は、ノッチタンク・サニーホースの設置・排水する場所等、道路管理者や排水する所の管理者と事前に十分に協議して施工すること。
なお、公共下水道の汚水管や雨水管に排出する場合は、「工事排水等(臨時排水)に伴う下水道使用料に係る減免に関する取扱要綱」に基づき、申請手続きを行なうこと。(排出量に応じて下水道使用料の支払いが生じます。)

改正後

改正前

P3-11

3-3-4 土工

- (1) 流用土・借土
素堀の掘削を行う場合は、掘削面高さ及び勾配等を十分に調査・計画し、安全に工事が行えるようにすること。
- (2) 現場における掘削幅
下水道管は、設計に掘削深さ・幅などの条件に基づいて構造計算を行い、管種を決定している。現場で掘削幅などを変更した場合、再度構造計算を行う必要があることに留意すること。
- (3) シルト質土の取扱い
泥炭と同じく、埋戻土として使用せず、捨土扱いとする。
- (4) 埋め戻し材
建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が制定されたことを受け、使用可能な建設発生土はできるだけ有効利用すること（泥炭・シルト・凍土を除く）。

3-3-5 液状化対策

- (1) 管路部（人孔部含む）の埋戻し
埋戻し土が液状化する可能性がある箇所においては、埋戻し土の液状化対策を講じることを基本とする。（下水道施設の耐震対策指針と解説 2025年度版 p234）
以下の表 3-3-5-1 にしたがって埋戻しの液状化対策を行う

表 3-3-5-1

埋戻し方法	埋戻し土の締固め	埋戻し土の固化
概略図	良質土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す	地下水位以深をセメント改良土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す
埋戻し材料	良質な砂、又は埋戻しに適した現地発生土	現地発生土
施工管理	締固め度で90%以上	締固め度で90%以上 現場における一軸圧縮強度 1.0kgf/cm ²
適用箇所	全ての管路部、又は重要な幹線以外の推進立坑部	重要な幹線における推進立坑部

P3-12

3-3-4 土工

- (1) 流用土・借土
素堀の掘削を行う場合は、掘削面高さ及び勾配等を十分に調査・計画し、安全に工事が行えるようにすること。
- (2) 現場における掘削幅
下水道管は、設計に掘削深さ・幅などの条件に基づいて構造計算を行い、管種を決定している。現場で掘削幅などを変更した場合、再度構造計算を行う必要があることに留意すること。
- (3) シルト質土の取扱い
泥炭と同じく、埋戻土として使用せず、捨土扱いとする。
- (4) 埋め戻し材
建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）が制定されたことを受け、使用可能な建設発生土はできるだけ有効利用すること（泥炭・シルト・凍土を除く）。

3-3-5 液状化対策

- (1) 管路部（人孔部含む）の埋戻し
~~下水道工事に伴う掘削部の液状化対策することが義務づけられている。~~
~~上記の表 3-3-5-1 にしたがって埋戻しの液状化対策を行う~~

表 3-3-5-1

埋戻し方法	埋戻し土の締固め	埋戻し土の固化
概略図	良質土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す	地下水位以深をセメント改良土で締固め(締固め度 90%程度以上)ながら、埋戻す
埋戻し材料	良質な砂、又は埋戻しに適した現地発生土	現地発生土
施工管理	締固め度で90%以上	締固め度で90%以上 現場における一軸圧縮強度 1.0kgf/cm ²
適用箇所	全ての管路部、又は重要な幹線以外の推進立坑部	重要な幹線における推進立坑部

改正後

改正前

P3-12

(2) 液状化対策埋戻しの品質管理

埋戻し土の液状化対策として、以下のように品質管理を行うこと。

表 3-3-5-2

埋戻材料	セメント改良土	良質発生土等
試験位置	地下水位	管上 30cm 付近 路床部
試験内容	現場密度試験 一軸圧縮強度試験（設計計上） 六価クロム溶出試験（設計計上） ※試験回数、規格値等はセメント改良土仕様による。	現場密度試験

- ※ なお、セメント改良土を用いた場合には、路床部（良質発生土等）においても埋め戻し土の品質管理（現場密度試験等）を行うこと。
- ※ 各路線において管上 30cm 付近または路床部で試験を行い、全体を通して管上 30cm 付近と路床部の両方で試験を行うこと。

表 3-3-5-3

試験項目	試験数量	規格値
現場密度試験	路線 1 回以上かつ計 3 回以上	最大乾燥密度 90%以上

- ※ 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最良値で判定すること。
- ※ 基礎部における液状化対策のため、砂利基礎の品質管理が必要であるとされるが、基礎部と埋め戻し部の品質管理は同様（締固め度 90%以上）であり、基礎厚が 20cm 程度 (FPφ350mm 施工支保角 90 度) であれば、埋め戻し部における品質管理を基礎部に準用しても問題ないと考え（つまり、基礎部において品質管理は行わない）。しかしながら、セメント改良土による埋め戻し（液状化対策）は、重要な幹線で行うため、管径が大きくなることから必然的に基礎厚が厚くなり、また、切込砂利（基礎部）・セメント改良土（液状化対策埋め戻し部）・良質発生土（埋め戻し部）と、それぞれ材質が異なることから、各層において品質管理を行うことが望ましい。
- ※ 碎石による液状化対策は、透水性の高い材料（例えば 10% 透過粒径 D10 が 1.0mm 超の碎石、又は排水効果の増強されている材料）を用いることとなっている。（下水道施設の耐震対策指針と解説 2025 年版 P.236）切込砂利 0~40mm の粒度は、13.2mm→45~80%、0.60mm→10~30%なので、10% 粒径が 1mm 以上に当たらないため、碎石と同様に透水性の高い材料とならない。よって切込砂利による施工は、良質土による液状化対策（締固め度 90%程度以上）と同様に考える。
- ※ 道路土工の現場密度の新基準（H25.10.1 改定）により築造された道路に埋設する場合は、道産管理者と協議すること。

3-3-6 管布設工

(1) 管強度計算

マーストン公式の溝・盛土型の両計算を行い、小さな荷重値を使用する（活荷重は一般式を採用）。

土の単位体積重量は S1 単位 (KN/m³) とする。

(2) 管体計算時の活荷重の取扱い

車道：T-25

歩道：T-14

- ※ なお、歩道直下に管を埋設する場合でも、車道からの影響範囲を考慮して検討する。

(3) マンホールと管の接合部でのせん断防止

① ヒューム管について

- ・耐震対策上、マンホール継手部に 1 本の管を半分に切断した管（半管）を使用する。
- ・事前に管割図を作成し、上下水道部（下水道課）に承諾を得た後に施工するものとする。

P3-14

(2) 液状化対策埋戻しの品質管理

埋戻し土の液状化対策として、以下のように品質管理を行うこと。

表 3-3-5-2

埋戻材料	セメント改良土	良質発生土等
試験位置	地下水位	管上 30cm 付近 路床部
試験内容	現場密度試験 一軸圧縮強度試験（設計計上） 六価クロム溶出試験（設計計上） ※試験回数、規格値等はセメント改良土仕様による。	現場密度試験

- ※ なお、セメント改良土を用いた場合には、路床部（良質発生土等）においても埋め戻し土の品質管理（現場密度試験等）を行うこと。
- ※ 各路線において管上 30cm 付近または路床部で試験を行い、全体を通して管上 30cm 付近と路床部の両方で試験を行うこと。

表 3-3-5-3

試験項目	試験数量	規格値
現場密度試験	路線 1 回以上かつ計 3 回以上	最大乾燥密度 90%以上

- ※ 1 回の試験につき 3 孔で測定し、3 孔の最良値で判定すること。
- ※ 基礎部における液状化対策のため、砂利基礎の品質管理が必要であるとされるが、基礎部と埋め戻し部の品質管理は同様（締固め度 90%以上）であり、基礎厚が 20cm 程度 (FPφ350mm 施工支保角 90 度) であれば、埋め戻し部における品質管理を基礎部に準用しても問題ないと考え（つまり、基礎部において品質管理は行わない）。しかしながら、セメント改良土による埋め戻し（液状化対策）は、重要な幹線で行うため、管径が大きくなることから必然的に基礎厚が厚くなり、また、切込砂利（基礎部）・セメント改良土（液状化対策埋め戻し部）・良質発生土（埋め戻し部）と、それぞれ材質が異なることから、各層において品質管理を行うことが望ましい。
- ※ 碎石による液状化対策は、平均粒径及び 10% 粒径を 1.0mm 及び 1mm 以上の材料を用いることとなっている（下水道施設の耐震対策指針と解説 2014 年版 P.215）。切込砂利 0~40mm の粒度は、13.2mm→45~80%、0.60mm→10~30%なので、10% 粒径が 1mm 以上に当たらないため、碎石と同様に透水性の高い材料とならない。よって切込砂利による施工は、良質土による液状化対策（締固め度 90%程度以上）と同様に考える。
- ※ 道路土工の現場密度の新基準（H25.10.1 改定）により築造された道路に埋設する場合は、道産管理者と協議すること。

3-3-6 管布設工

(1) 管強度計算

マーストン公式の溝・盛土型の両計算を行い、小さな荷重値を使用する（活荷重は一般式を採用）。

土の単位体積重量は S1 単位 (KN/m³) とする。

(2) 管体計算時の活荷重の取扱い

車道：T-25

歩道：T-14

- ※ なお、歩道直下に管を埋設する場合でも、車道からの影響範囲を考慮して検討する。

(3) マンホールと管の接合部でのせん断防止

① ヒューム管について

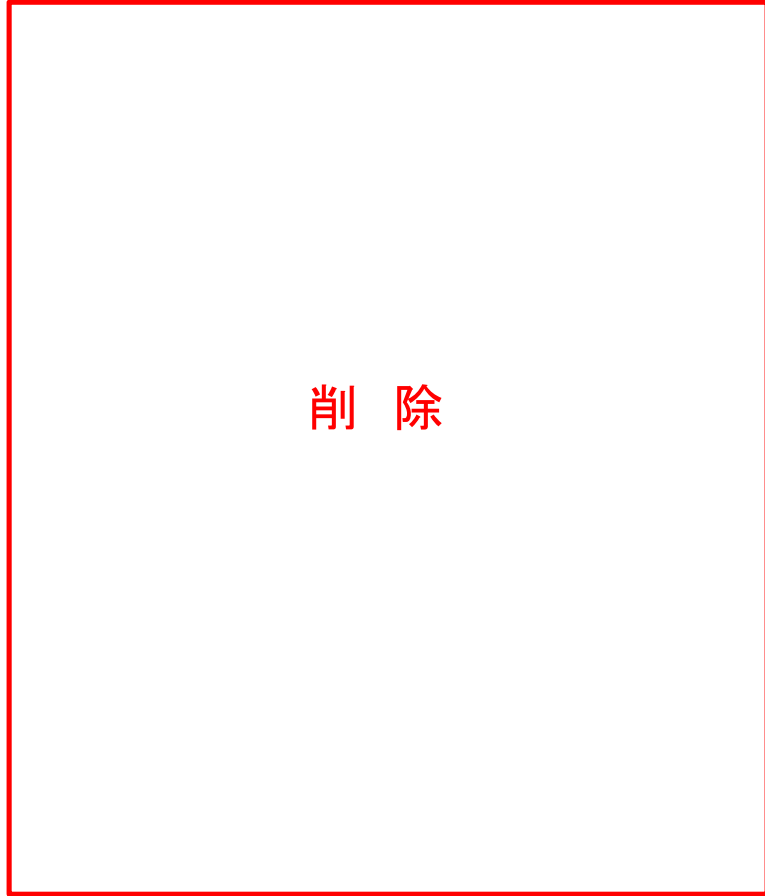
- ・耐震対策上、マンホール継手部に 1 本の管を半分に切断した管（半管）を使用する。
- ・事前に管割図を作成し、上下水道部（下水道課）に承諾を得た後に施工するものとする。

	改正後	改正前
P3-14	<p>(5) 塩ビマンホール（立上り管 VUφ300mm 鑄鉄製防護ハット）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 末端及び直線部における中間（管底差なし）においてのみ使用が可能である。 ② 維持管理上から連続使用は避けるものとする。 ③ 塩ビマンホールの使用は、リップ付塩化ビニル管φ200mm～φ250mmとする。末端塩ビマンホールについては、ドロップ型を使用する。ただし汚水については、土被り1.2m以下までとし、1.2mを超えるものは従来型を使用する。雨水については、土被り1.6m以下までとし、1.6mを超えるものは従来型を使用する。 ④ 上記以外の場合においては、上下水道部（下水道課管理係）と必ず協議し、拡大解釈をしないこと。 <p>(6) 組立マンホール</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鉄蓋受枠がボルトによって固定されているため、モルタル（ハカマ）による固定はしない。 ② 調整ブロックの目地仕上げ（化粧）はしない。 <p>(7) インパート</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既設マンホールのインパートが打設されていない場合は、インパートを施工すること。 ② インパートは標準図集に基づいて施工すること。 ③ 上下流で口径が違う場合、下流側の口径に合わせ施工する。ただし、直角方向から流入するインパートについては流入管径に合わせることを。 ④ 推進工において、発進立坑では2cm、到達立坑では5cmの管底差を設ける。 ⑤ 土被り、管底差及び埋設物の離隔に余裕がある場合は、ストレート・カーブ関係なく管底2cm段差を設けること。 <p>(8) 組立マンホールの躯体最低寸法 H=0.9m以上を使用する。 (H=0.6mにするとマンホール内での作業が困難になるため)</p> <p>(9) 基礎工 マンホール部は、砂利基礎工の厚さを20cmとする。なお、砂利において、「<u>鉄鋼スラグ路盤材</u>」は使用しないこと。</p> <p>(10) 現場打ちマンホール</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現場打ちマンホール(特マン)の内径は、接続管外径に400mm(片側200mm)を加算し、100mm単位に切り上げた大きさとする。なお、最小長さは1200mmとする。 ② 内空長(高さ)については、現況地盤及び計画地盤にも左右されることもあるが、インパート天端からスラブ下までを最低2000mm(作業スペースの確保)とし、かつ流入管径の最も標高の高い位置(管外径)からスラブ下までを最低250mmとすることを原則とする。 ③ 現場打ちマンホールの構造計算は、下水道施設耐震設計計算例及びコンクリート標準示方書による。 <p>(11) コンクリートの品質管理 小規模工種（総使用量が50m³未満）の場合、認定工場の品質証明書を添付し省略できるものとする。ただし総使用量が50m³未満であっても、特殊及び重要な構造物に関わるものは、圧縮強度試験を行う。</p>	P3-16
		<ol style="list-style-type: none"> ② 維持管理上から連続使用は避けるものとする。 ③ 塩ビマンホールの使用は、リップ付塩化ビニル管φ200mm～φ250mmとする。末端塩ビマンホールについては、ドロップ型を使用する。ただし汚水については、土被り1.2m以下までとし、1.2mを超えるものは従来型を使用する。雨水については、土被り1.6m以下までとし、1.6mを超えるものは従来型を使用する。 ④ 上記以外の場合においては、上下水道部（下水道課管理係）と必ず協議し、拡大解釈をしないこと。 <p>(6) 組立マンホール</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 鉄蓋受枠がボルトによって固定されているため、モルタル（ハカマ）による固定はしない。 ② 調整ブロックの目地仕上げ（化粧）はしない。 <p>(7) インパート</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既設マンホールのインパートが打設されていない場合は、インパートを施工すること。 ② インパートは標準図集に基づいて施工すること。 ③ 上下流で口径が違う場合、下流側の口径に合わせ施工する。ただし、直角方向から流入するインパートについては流入管径に合わせることを。 ④ 推進工において、発進立坑では2cm、到達立坑では5cmの管底差を設ける。 ⑤ 土被り、管底差及び埋設物の離隔に余裕がある場合は、大孔部で極力落差をとること。（2cm以上） <p>(8) 組立マンホールの躯体最低寸法 H=0.9m以上を使用する。 (H=0.6mにするとマンホール内での作業が困難になるため)</p> <p>(9) 基礎工 マンホール部は、砂利基礎工の厚さを20cmとする。なお、砂利において、「<u>鉄鋼スラグ路盤材</u>」は使用しないこと。</p> <p>(10) 現場打ちマンホール</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現場打ちマンホール(特マン)の内径は、接続管外径に400mm(片側200mm)を加算し、100mm単位に切り上げた大きさとする。なお、最小長さは1200mmとする。 ② 内空長(高さ)については、現況地盤及び計画地盤にも左右されることもあるが、インパート天端からスラブ下までを最低2000mm(作業スペースの確保)とし、かつ流入管径の最も標高の高い位置(管外径)からスラブ下までを最低250mmとすることを原則とする。 ③ 現場打ちマンホールの構造計算は、下水道施設耐震設計計算例及びコンクリート標準示方書による。 <p>(11) コンクリートの品質管理 小規模工種（総使用量が50m³未満）の場合、認定工場の品質証明書を添付し省略できるものとする。ただし総使用量が50m³未満であっても、特殊及び重要な構造物に関わるものは、圧縮強度試験を行う。</p>

改正後

改正前

P3-15



削除

3-3-8 特殊な施設の設計

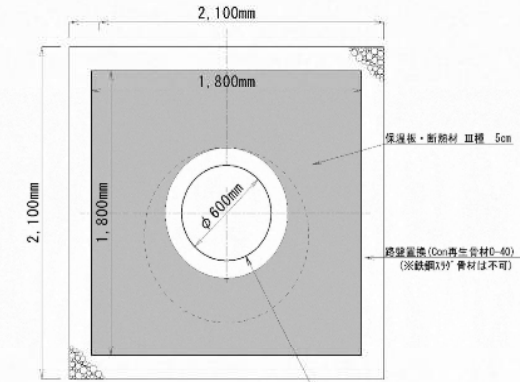
(1) マンホール内ポンプ等の設計

マンホール内ポンプ設置等の特殊な設計にあたっては、下水道課と綿密に協議し、経験者の意見等を反映して設計すること。また、維持管理に必要な仕様書及び能力、使用方法、維持管理仕様書、トラブル時のQ&Aを作成すること（附属書類に添付すること）。

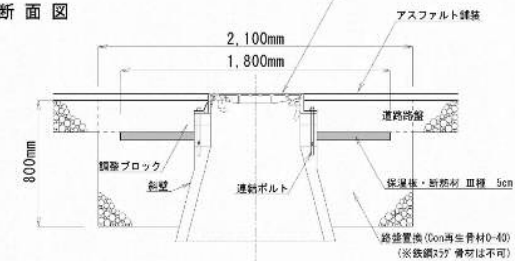
P3-17

(12) マンホール周囲凍上防止について マンホール周囲凍上防止（図 3-3-7-2 参照）

平面図



断面図



※「鉄鋼スラグ路盤材」は、水により固結し、pHが高いため、再掘削の施工や周辺環境への影響を考慮し、マンホール周囲の凍上防止材としては使用しないこと。

図 3-3-7-2

3-3-8 特殊な施設の設計

(1) マンホール内ポンプ等の設計

マンホール内ポンプ設置等の特殊な設計にあたっては、下水道課と綿密に協議し、経験者の意見等を反映して設計すること。また、維持管理に必要な仕様書及び能力、使用方法、維持管理仕様書、トラブル時のQ&Aを作成すること（附属書類に添付すること）。

改 正 後		改 正 前	
P4-1	<p style="text-align: center;">第 4 章 附則</p> <p>4-1 附則</p> <p>平成 7 年 4 月 1 日 水道事業指導要綱制定</p> <p>平成 9 年 8 月 1 日 水道事業設計基準制定</p> <p>平成 9 年 8 月 1 日 水道事業指導要綱一部追加・改正</p> <p>平成 13 年 5 月 7 日 下水道事業指導要綱制定</p> <p>平成 18 年 4 月 20 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 19 年 10 月 1 日 水道事業指導要綱及び設計基準一部改正</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 22 年 11 月 12 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日 上下水道部として、水道事業指導要綱及び設計基準と下水道事業指導要綱を統合</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p> <p>令和 3 年 1 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正 苫小牧市押印・署名の見直しに関する指針の策定に伴う様式一部改正</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p> <p>令和 8 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p>	P4-1	<p style="text-align: center;">第 4 章 附則</p> <p>4-1 附則</p> <p>平成 7 年 4 月 1 日 水道事業指導要綱制定</p> <p>平成 9 年 8 月 1 日 水道事業設計基準制定</p> <p>平成 9 年 8 月 1 日 水道事業指導要綱一部追加・改正</p> <p>平成 13 年 5 月 7 日 下水道事業指導要綱制定</p> <p>平成 18 年 4 月 20 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 19 年 10 月 1 日 水道事業指導要綱及び設計基準一部改正</p> <p>平成 20 年 4 月 1 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 22 年 11 月 12 日 下水道事業指導要綱改正</p> <p>平成 24 年 4 月 1 日 上下水道部として、水道事業指導要綱及び設計基準と下水道事業指導要綱を統合</p> <p>平成 27 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p> <p>令和 3 年 1 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正 苫小牧市押印・署名の見直しに関する指針の策定に伴う様式一部改正</p> <p>令和 5 年 4 月 1 日 開発行為指導要綱<苫小牧市上下水道部> 一部改正</p>

改正後

改正前

様式 13

水道施設工事完了届及び検査依頼書

年 月 日

苫小牧市水道事業
 苫小牧市長 金澤 俊 彦

受注者 住 所
 会社名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事が下記のとおり完了しましたので検査をお願いいたします。

記

完 了 年 月 日	年 月 日
開 発 許 可 番 号	年 月 日 許可番号第 一 号
開 発 行 為 者	
工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先
水 道 施 設 工 事 名	工 事
検 査 依 頼 予 定 日	年 月 日

- ※備考 1 開発行為者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 工事完了時に1部を、同日付で速やかに工事監督員に提出すること。
 3 下欄は記入しないこと。

上記のとおり完了届及び検査依頼書を受理し、上下水道部水道管理担当課長に検定を依頼する。

工事監督員 上下水道部水道課管理係
 職 氏名 印

検定依頼受理
 検 査 員 上下水道部水道管理担当課長 印

検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	合 否

様式 13

水道施設工事完了届及び検査依頼書

年 月 日

苫小牧市水道事業
 苫小牧市長 金澤 俊 彦

受注者 住 所
 会社名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事が下記のとおり完了しましたので検査をお願いいたします。

記

完 了 年 月 日	年 月 日
開 発 許 可 番 号	年 月 日 許可番号第 一 号
開 発 行 為 者	
工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先
水 道 施 設 工 事 名	工 事
検 査 依 頼 予 定 日	年 月 日

- ※備考 1 開発行為者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 工事完了時に1部を、同日付で速やかに工事監督員に提出すること。
 3 下欄は記入しないこと。

上記のとおり完了届及び検査依頼書を受理し、上下水道部水道管理主幹に検定を依頼する。

工事監督員 上下水道部水道課管理係
 職 氏名 印

検定依頼受理
 検 査 員 上下水道部水道管理主幹 印

検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	合 否

改正後

様式 14

下水道施設工事完了届及び検査依頼書

年 月 日

苫小牧市下水道事業
苫小牧市長 金澤 俊 様

開発行為者 住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事が下記のとおり完了しましたので検査をお願いいたします。

記

完了年月日	年月日
開発許可番号	年月日 許可番号第 一 号
工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先
下水道施設工事名	工事
下水道工事施工業者	住所 会社名 代表者
検査依頼予定日	年月日

- ※備考 1 開発行為者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 工事完了時に1部を、同日付で速やかに提出すること。
3 下欄は記入しないこと。

上記のとおり完了届及び検査依頼書を受理し、上下水道部下水道管理担当課長に検定を依頼する。

担当者 上下水道部下水道課管理係
職 氏名 印

検定依頼受理

検査員 上下水道部下水道管理担当課長 印

検査年月日	年月日
検査結果	合 否

改正前

様式 14

下水道施設工事完了届及び検査依頼書

年 月 日

苫小牧市下水道事業
苫小牧市長 金澤 俊 様

開発行為者 住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事が下記のとおり完了しましたので検査をお願いいたします。

記

完了年月日	年月日
開発許可番号	年月日 許可番号第 一 号
工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称	苫小牧市 町 丁目 番 号地先
下水道施設工事名	工事
下水道工事施工業者	住所 会社名 代表者
検査依頼予定日	年月日

- ※備考 1 開発行為者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 工事完了時に1部を、同日付で速やかに提出すること。
3 下欄は記入しないこと。

上記のとおり完了届及び検査依頼書を受理し、上下水道部下水道管理主幹に検定を依頼する。

担当者 上下水道部下水道課管理係
職 氏名 印

検定依頼受理

検査員 上下水道部下水道管理主幹 印

検査年月日	年月日
検査結果	合 否